

令和4年9月28日

川崎港における申請先官署コードの変更について

川崎港コンテナターミナルの係留施設使用の電子申請手続について、令和4年10月3日以降、申請先名称が以下の通り変更となります。なお申請先官署コードについて、変更はございません。

利用者の皆様方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解よろしくお願いいたします。

変更前	変更後
川崎市（川崎港コンテナターミナル）	川崎臨港倉庫埠頭(株)（川崎港コンテナターミナル）

※ 入港届及びその他の施設は、従前どおり変更ありません。